

## I. 現状

### (1) 職種ごとの職員の平均年齢、職員数、平均給料・給与月額及び民間従業員のデータ

(平成22年4月1日現在)

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
池田町	41.9 歳	24人	191,129円	198,838円	194,988円	—	—	—	—
うち学校給食員	39.5 歳	6人	186,217円	188,283円	186,217円	—	—	—	—
うち用務員	40.9 歳	13人	193,900円	204,208円	201,023円	—	—	—	—
うち調理士	52.5 歳	3人	187,500円	196,000円	187,500円	調理士	43.4 歳	271,800円	0.72
岐阜県	50 歳	236人	301,198円	338,568円	328,421円	—	—	—	—
国	49.3 歳	3,955人	284,514円	—	322,291円	—	—	—	—
類似団体	49.8 歳	21人	274,370円	293,057円	285,316円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
池田町	—	—	—
うち学校給食員	3,040,800円	—	—
うち用務員	3,298,000円	—	—
うち調理士	3,165,400円	3,700,600円	0.86

※「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成19～21年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### (2) 年齢別職員数(平成22年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人	3人	1人	4人	2人	人	1人	人	7人	4人	2人	24人

### (3) 職員の初任給の状況(平成22年4月1日現在)

区 分	池 田 町	岐 阜 県	国	
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	135,830 円	—
	中 学 卒	129,200 円	125,114 円	—

### (4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成22年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
技能労務職	高 校 卒	188,100 円	207,600 円	—
	中 学 卒	—	—	—

## (5) その他給与に関する取決事項

### ア 給料表

国の行政職俸給表(二)に準じたものを3級まで適用する。

### イ 手当等

一般行政職に準じて支給する。

### ウ 昇給基準

毎年1月1日に勤務成績に応じて4号給(57歳以上にあつては2号給)を標準として昇給する。

## II. 基本的な考え方

給与面については、職務職責に相応しい給与水準となるよう、民間事業者の水準等を考慮しながら適正化を図る。また、職員数については、平成23年9月に策定した「池田町定員管理適正化計画」に基づき、一般行政職の職員数や総職員数を勘案しながら適正な定員管理に努める。

## III. 具体的な取組内容

給料表については、現在国家公務員の俸給表に準拠した形となっており、今後についても、社会情勢の変化、民間給与を念頭念頭におき、人事院勧告等に基づき適正な給与制度の運用を図っていく。

また、昇給昇格や勤勉手当などの基準についても、人事評価制度により、勤務成績評定の厳格な運用により、その職責に応じた給与水準となるよう適正な運用を心がける。

引き続き職員数についても、技能労務職員の新規採用を抑制し、必要な場合以外は退職不補充を基本とし、臨時職員やアウトソーシングを推進し、職員数の削減を目指す。

特に平成30年の学校給食センター改築による給食の一元化に向けて、学校給食センター職員、保育所調理員等の臨時職員への切替等を検討していく。

## IV. その他

「町民サービスの質の向上のため」持続可能な業務体制を確立するためには、臨時職員ではなく正規職員の配置が必要であり、民間委託ではカバーできない面もあると思われる。今後も技能労務職の採用を控え、施設においては指定管理者制度に移行していく方向で検討していく。

また、時期は未定であるが一部技能労務職員は民間の賃金水準・財政状況を鑑み、給与の適正化を図ったうえで、一般行政職員等へ職種を切り替える方向も併せて検討していく。